

新たな難治性疾患対策の在り方検討チームについて

※平成23年7月現在

1. 趣 旨

難治性疾患対策について、医療、研究、福祉、就労・雇用支援施策等制度横断的な検討が必要な事項について検討を行うため、厚生労働省に「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 難治性疾患の患者に対する医療費助成の在り方（小児慢性特定疾患に関するキャリアオーバーの問題を含む。）
- (2) 難治性疾患に関する研究事業の在り方（医薬品の開発を含む。）
- (3) 難治性疾患の患者に対する福祉サービスの在り方
- (4) 難治性疾患の患者に対する就労・雇用支援の在り方

3. 構 成

座 長 大塚副大臣

副 座 長 岡本政務官、小林政務官

メ ン バ ー 大臣官房技術総括審議官、医政局長、健康局長
 医薬食品局長、高齢・障害者雇用対策部長
 雇用均等・児童家庭局長、障害保健福祉部長
 老健局長、保険局長
 （その他必要に応じて座長が指名する者）

4. 開催実績

第1回会合 平成22年4月27日（火）

議事；①新たな難治性疾患対策の在り方検討チームの設置について
 ②今後の難治性疾患対策について 等

第2回会合 平成22年11月11日（木）

議事；①新たな難治性疾患対策の在り方について
 ②審議会等における検討の進捗状況について 等

第3回会合 平成23年7月28日（木）

議事；①今後の難治性疾患対策について
 ・ 難治性疾患の患者に対する医療費助成の在り方
 ・ 難治性疾患に関する研究事業の在り方 等